## 特別清算協定認可

**平成２９年（ヒ）第４号**

宮崎県都城市横市町9710番地
清算株式会社　株式会社岡崎鶏卵ジーピーセンター
代表清算人　岡崎　誠一

1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
　1　協定債権者フュージョン株式会社を除く各協定債権者は、各々の有する各協定債権の全額につき、清算株式会社に対し、その債務を免除する。
　2　清算株式会社は、協定債権者フュージョン株式会社に対し、本協定の認可決定確定後速やかに、清算株式会社の財産の換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
　3　協定債権者フュージョン株式会社は、前項の規定による弁済を受けたときは、その協定債権額から弁済額を控除した残額につき、清算株式会社に対し、その債務を免除する。
　4　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者フュージョン株式会社に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者フュージョン株式会社が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
　5　前項において、協定債権者フュージョン株式会社に対する弁済後に剰余金が生じた場合は、協定債権者フュージョン株式会社を除く各協定債権者に対し各協定債権元本額に按分して弁済する。この場合においては、協定債権者フュージョン株式会社を除く各協定債権者が第１項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
　6　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。

宮崎地方裁判所都城支部

## 更生手続における保全管理命令

**平成２９年（ミ）第５－９号**

福島県須賀川市森宿字ヒジリ田50番地
開始前会社　トキワ印刷株式会社
福島県須賀川市森宿字御膳田39番地８
開始前会社　後藤商事株式会社
東京都港区赤坂２丁目16番３号後藤ビル
開始前会社　株式会社後藤本社
東京都港区赤坂２丁目16番３号
開始前会社　株式会社ピーアイシー
東京都港区赤坂２丁目16番５号
開始前会社　ユートレーディング株式会社

1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー21階　弁護士　小畑　英一
平成29年12月22日

東京地方裁判所民事第８部

## 監督命令

**平成２９年（再）第１号**

京都府相楽郡精華町大字下狛小字西川原78番地
再生債務者　株式会社京都栄養化学研究所

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル５階　京都総合法律事務所　弁護士　池上　哲朗
平成29年12月21日

京都地方裁判所第５民事部

## 再生計画認可

**平成２９年（再）第１号**

北海道千歳市根志越2497番地１
再生債務者　農事組合法人細澤牧場

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年12月19日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成29年12月21日

札幌地方裁判所民事第４部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２９年（再イ）第３３３号**

札幌市西区山の手５条４丁目２番７号
再生債務者　菊地真里子

1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月29日から平成30年２月５日まで

札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（再イ）第３３９号**

札幌市北区太平１条１丁目３番24号　モデュロール太平Ａ302号
再生債務者　相馬　　斉

1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月29日から平成30年２月５日まで

札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（再イ）第２７号**

長崎県長崎市十人町14番９号
再生債務者　古川　耕治

1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月29日から平成30年２月13日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

**平成２９年（再イ）第３０号**

長崎県長崎市小江原４丁目４番12―906号
再生債務者　小林　達郎

1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月29日から平成30年２月13日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

**平成２９年（再イ）第３５号**

長崎県長崎市川平町1070番地４　市営川平アパート５棟408号
再生債務者　内田　秀志

1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月29日から平成30年２月13日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

**平成２９年（再イ）第２４５号**

埼玉県新座市野火止５丁目22番15号
再生債務者　八木　真吾

1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月17日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月31日から平成30年２月７日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２９年（再イ）第２６２号**

福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目16番８号
再生債務者　加藤　敏光

1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月17日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月24日から平成30年１月31日まで

福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（再イ）第４４９号**

福岡県糟屋郡志免町南里６丁目10番３号　ガーデンハウスＢ202号
再生債務者　廣瀬　直希

1　決定年月日時　平成29年12月20日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月17日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月24日から平成30年１月31日まで

福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（再イ）第４５９号**

福岡県大野城市中央２丁目６番13号　コスモハイツ中央206号
再生債務者　阿部　竜太

1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月17日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月24日から平成30年１月31日まで

福岡地方裁判所第４民事部